

## 熊野町公共施設等照明設備 LED 化業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

本業務は、2050年のゼロカーボンシティの実現及び2027年の蛍光灯製造中止の状況を踏まえ、温室効果ガス排出量及び電力使用量を削減するため、公共施設等における既存照明設備をLED照明へ更新するものである。

実施にあたっては、民間事業者(以下「事業者」という。)から優れたノウハウや技術力を生かした提案を受け、最も優れている提案者に実施させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

### 2. 業務概要

#### (1)業務名

熊野町公共施設等照明設備 LED 化業務(以下「本件」という。)

#### (2)業務内容

- ① LED 照明導入に係る現地調査業務
- ② LED 照明導入に係る作業計画書及び試験計画書作成業務
- ③ LED 照明器具・ランプの調達、設置業務
- ④ 既存照明器具等の撤去、運搬、廃棄業務
- ⑤ 完成図書作成業務
- ⑥ 保証期間中の維持管理業務
- ⑦ その他上記に関連する事項

※ 詳細は「熊野町公共施設等照明設備LED化業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおりとする。

#### (3)履行場所

別紙「熊野町公共施設等照明設備LED化業務対象施設一覧表」のとおり

#### (4)履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 3. 見積限度額

348,910,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意し、見積金額は見積限度額を超えてはならない。限度額を超える提案については無効とする。

### 4. 選定方法及び契約方法

本プロポーザルは、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション(ヒアリング)を行って提案内容を

評価するプロポーザル方式によって受託候補者を特定する。また、受託候補者と仕様等について協議を行い、合意に至った場合、議会での議決後に当該事業者と契約を締結する。

## 5. 参加条件

### (1)参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、本件を行う能力を有する単独事業者または複数の事業者で構成するグループとする。なお、グループで参加する場合は、参加申込時に構成員を全て明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にすること。

### (2)参加者の役割

参加者は次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

#### (ア)統括役割

本町との連絡窓口となり、計画策定・契約等諸手続を行い、事業遂行の責を担う。

#### (イ)施工管理役割

施工・施工管理に関する業務を担う。

#### (ウ)その他の役割

上記(ア)、(イ)以外に本業務に必要とされる業務を実施する。

※各役割(事業役割を除く。)は複数事業者での構成も可とする。

## 6. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

### (1)登録要件

統括役割及び施工管理役割を担う者は、令和8年6月末において、「令和7・8年度熊野町入札参加資格建設工事(電気工事)」に登録されている者であること。ただし、公告の日において登録されていない者であっても、企画提案書の提出期限までに入札参加資格の認定を受けることにより、この要件を満たしているものとして取り扱う。

### (2)実績要件

ア 参加者は、経常利益が令和3年から5か年連続で1度も赤字がないこと。

イ 参加者は、平成27年度以降において、官公庁等(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。))が発注した本件と同種事業(建築物のLED化に限る。)を元請として完了した実績(リース事業含む。)を有する者とし、業務実績の確認できる契約書等の写しを提出すること。

ウ 施工管理役割を担う者は、当事業規模から、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による電気工事に係る建設業の特定許可を有すること。

### (3)技術者要件

施工管理役割を担う者は、建設業法の規定による電気工事に係る監理技術者を専任配置すること。

### (4)その他

ア 公告日から企画提案書提出の日までの期間に、熊野町又は広島県から指名停止を受けてい

ない者であること。

イ 参加表明書において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者であること。

エ 国税及び市町村税に滞納がない者であること。

オ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者が含まれていないこと。

キ 建設業法第 28 条第3項又は第5項の規定による営業停止期間中の者でないこと。

ク 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

ケ 広島県内に本社または営業所を有する者であること。

## 7. 図面の閲覧

希望する者には、次のとおり現存する図面(平面図等)を閲覧に供する。図面は本件についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。

### (1) 閲覧期間

令和8年5月 29 日(金)から 6 月 10 日(水)午後5時まで

### (2) 申込方法

図面の閲覧を希望する者は、図面閲覧申請書(様式1)を次の申込先へ電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「熊野町公共施設等照明設備 LED 化業務に関する図面閲覧申請(事業者名)」と明記し、電子メール送信後、速やかに電話にて当該メールの着信確認を行うこと。

### (3) 申込先

16 の事務局に同じ

### (4) 閲覧方法

図面閲覧申請書(様式1)に記載された閲覧希望日時を基に、別途本町が指定する日時に関覧場所にて閲覧に供する。なお、質問がある場合は質問書により行うこととし、閲覧時に質問は受け付けない。

### (5) 閲覧場所

熊野町役場 3 階

## 8. 現地確認

### (1) 現地確認の申込

対象施設の現地確認を希望する参加者は、以下の期間に現地確認を行うこと。

(2) 現地確認期間

令和8年5月 29 日(金)から 6 月 10 日(水)午後5時まで

(3) 申込方法

現地確認を希望する者は、現地確認申込書(様式2)を次の申込先へ電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「熊野町公共施設等照明設備 LED 化業務に関する現地確認申込(事業者名)」と明記し、電子メール送信後、速やかに電話にて当該メールの着信確認を行うこと。

(4) 申込先

16 の事務局に同じ

(5) 現地確認実施方法

現地確認申込書(様式2)に記載された現地確認希望日時等を基に、別途本町が指定する日時に現地確認を実施すること。ただし、確認時間内に立ち入りが不可能な部屋・エリアがある場合は、立ち入りが可能な範囲で確認を行うこと。現地確認における写真撮影等については、施設担当者に許可を得ること。

質問等がある場合は、現地ではなく質問書により質問を行うこと。

9. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書(様式3)」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。なお、メールタイトルには「熊野町公共施設等照明設備 LED 化業務に関する質問(事業者名)」と明記し、電子メール送信後、速やかに電話で当該メールの着信確認を行うこと。

(2) 提出先

16 の事務局に同じ

(3) 提出期間

令和8年5月 29 日(金)から 6 月 10 日(水)午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問及び回答内容を、令和 8 年 6 月 12 日(金)午後5時までに参加資格を有する全ての者に対して、電子メールにより回答する。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。また、質疑回答内容に関する追加の質疑には応じない。なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。

また、他の参加者の閲覧及び現地確認等の申込状況に関する質問は受け付けない。

10. 参加表明書の作成等

(1) 受付期間

令和8年 6 月 15 日(月)から 6 月 19 日(金)午後5時まで

- (2) 提出場所  
16 の事務局に同じ
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便による。)  
※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで  
※ 郵送の場合は、令和8年6月19日(金)午後5時必着。なお、郵便事故等により提出書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出書類及び部数  
次のア～キの書類を作成し、各1部を提出すること。グループでの参加の場合は、全ての構成員が提出すること(ウは施工管理役割、クは統括役割を担う事業者のみ)。  
※ オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものとし、写しでも可とする。
- ア 参加表明書(様式4-1)
- イ 業務実績調書(様式4-2)  
※実績の確認できる契約書、注文書等の写しを提出すること。
- ウ 配置予定技術者調書(様式4-3)  
※施工管理役割を担う事業者のみ  
※本件において主任技術者又は監理技術者となる予定の者の資格を証する書類を添付すること。
- エ 会社概要書(様式4-4)
- オ 熊野町税の納税証明書(熊野町税に滞納のない証明書)  
※熊野町税が課税されていない場合は不要。
- カ 納税証明書(国に納付すべき「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書)
- キ 誓約書(様式4-5)
- ク グループ構成表(様式4-6) ※グループでの参加の場合のみ

## 11. 企画提案書の作成等

参加資格確認結果通知書により参加資格を満たした者(以下、「参加資格者」)は、仕様書を参照の上、企画提案書等を提出すること。

- (1) 受付期間  
令和8年6月24日(水)から7月1日(水)午後5時まで
- (2) 提出場所  
16 の事務局に同じ
- (3) 提出書類
- ア 企画提案書10部  
正本1部(事業者名を表記)、副本9部(企画提案者が特定されないよう無記名とし、事業者名を表記する場合は、「当社」等とすること。ヒアリングにおいても同様とする。)
- イ 見積書、見積内訳書各1部
- (4) 提出方法  
持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便による。)

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送の場合は、令和8年7月1日(水)午後5時必着。なお、郵便事故等により提出書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 作成方法

ア 1提案者につき、1提案とする。

イ 表紙及び目次にインデックスを付けること。(手書きも可とする。)

ウ 各ページにページ番号を記載すること。

エ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、用紙はA4横書きとすること。

なお、図面等補足資料でA3用紙を使用する場合は、A4判に折り込むこと。

オ ページ数は30ページ以内を目安として作成すること。(任意様式、表紙及び目次はページ数に含めない)。※両面印刷の場合は15枚30ページとする。

12. 企画提案書の評価及び評価基準

11で提出された企画提案書についてプレゼンテーションを実施し審査及び評価を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの日程等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで通知する。

ア 実施予定日

令和8年7月6日(月)

イ 実施場所

熊野町役場3階会議室

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

(イ) プレゼンテーションへの出席者は、5名以内とする。

(ウ) 所要時間は、1企画提案者につき、30分以内(企画提案者からのプレゼンテーションを20分以内、質疑応答10分以内)とする。

(エ) 事前提出した企画提案書等を使って説明することとし、追加資料の持込みは認めない。

(オ) プレゼンテーションに当たり、機器(パソコン等)が必要な場合は、企画提案者で用意すること。なお、スクリーン及び接続ケーブル(HDMI)は本町で用意する。

(2) 評価基準・評価項目

ア 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

イ 評価方法

評価基準に基づき、企画提案書を審査委員が採点し評価する。

ウ 候補者の選定

総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。総合点が最も高い企画提案者が2者以上ある場合は、「LED導入による効果点」が高い企画提案者を受託候補者として選定する。「LED導入による効果点」も同点の場合は、「価格点」の高い者を受託候補者とし、さらに価格点が同点の場合には、くじ引きにより、受託候補者を特定する。

(3) 審査結果の通知

令和8年7月7日(火)(予定)

審査結果については、企画提案者全員に決定通知書により通知する。なお、受託候補者に対する採用通知は、審査の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本町と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(4) 審査結果の公表

プレゼンテーションを行った参加表明者数及び名称、並びに審査の総合点については、契約締結決定後に、熊野町ホームページで公表する。ただし、審査の総合点については、受託候補者のみ公表する。なお、審査結果についての異議は一切受け付けない。

13. 契約の締結

(1) 本件の契約は、審査委員会を経て町長が特定した受託候補者と業務内容について詳細協議を行い、双方が合意した場合、議会での議決後に、当該事業者と契約を締結するものとする。本町の議会の議決が得られなかった場合は、当該契約は不成立となる。

(2) 受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位の者と契約締結交渉を行うものとする。

(3) 契約までの間に受託候補者が参加資格要件を満たさなくなったときは、この契約は無効となり町は損害の責めは負わない。

(4) 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、熊野町財務規則(昭和60年規則第5号)第74条第1項各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

14. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 3の見積限度額を超えた見積書を提出した場合

(4) 仕様要求水準を満たしていない機器での提案があった場合

(5) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと町長が認めた場合

(6) 実施要領の内容に違反すると町長が認めた場合

(7) 参加条件及び参加資格の要件を満たさなくなった場合

(8) 本町が求める提出書類の提出がなかった場合

(9) プレゼンテーションを理由なく欠席した場合

(10) 見積書の金額と見積額内訳書の金額が合致しない場合(見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。)

(11) 提出書類の郵送又は持参等において、本町が指定する方法以外で提出された場合不正な行為があった場合

- (12) 参加表明者、企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合
- (13) その他町の指示に違反する場合

#### 15. その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション(ヒアリング)等に要する費用等は、全て参加表明者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、その企画提案者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加表明者又は企画提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 同一の参加表明者が、複数の提案をすることはできない。
- (8) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。
- (9) 本件は、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、本町との協議に基づいて決定するものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本町は契約を解除できるものとする。この場合、町に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加表明者又は企画提案者に対して本町は一切の責任を負わないものとする。
- (12) 参加表明者又は企画提案者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (13) 参加表明者又は企画提案者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって本町との協議により町が認めた時は、この限りではない。
- (14) 本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、参加表明者又は企画提案者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (15) 業務の遂行に当たっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

## 16. 事務局

本プロポーザルに係る事務局は次のとおりとする。

所在地 〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町総務部財務課

電話番号 082-820-5632

メールアドレス zaisei@town.kumano.lg.jp

## 17. スケジュール

|                                 |                             |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 実施要領等の公告                        | 令和8年5月29日(金)                |
| 図面の閲覧期間<br>現地確認の実施期間<br>(希望者のみ) | 令和8年5月29日(金)～6月10日(水)午後5時まで |
| 質問の受付期間                         | 令和8年5月29日(金)～6月10日(水)午後5時まで |
| 質問書に対する最終回答日                    | 令和8年6月12日(金)                |
| 参加表明書の受付期間                      | 令和8年6月15日(月)～6月19日(金)午後5時まで |
| 参加資格確認結果通知                      | 令和8年6月23日(火)                |
| 企画提案書の受付期間                      | 令和8年6月24日(水)～7月1日(水)午後5時まで  |
| プレゼンテーション(審査)                   | 令和8年7月6日(月)(予定)             |
| 審査結果の通知                         | 令和8年7月7日(火)(予定)             |
| 詳細協議                            | 受託候補者決定後～7月中旬まで             |
| 契約締結                            | 令和8年7月下旬(予定)                |
| 履行期間                            | 契約成立後～令和9年3月31日(水)まで        |